

令和2年度

上川淵公民館運営推進委員会委員名簿

No	氏名	役員名	役職名	委嘱期間
1	みつはしよし 三橋好	委員長	上川淵地区自治会連合会会長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
2	しおはらよしお 塩原義生		上川淵地区社会福祉協議会会長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
3	てしまたつお 手島辰男		上川淵地区青少年健全育成会会 長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
4	なぐもたかお 南雲隆夫		上川淵地区民生児童委員協議会 会長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
5	なぐもみつよ 南雲美津代 (新任)		上川淵地区地域ボランティアの会会 長	令和2年7月1日～ 令和3年6月30日
6	きむらよしお 木村芳雄		上川淵地区老人クラブ連合会会長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
7	とまるひろこ 外丸博子		上川淵地区保健推進員会会長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
8	ほしのかずのり 星野和則		上川淵地区生涯学習奨励員連絡 協議会会長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
9	おまたのぼる 小俣登		上川淵地区公民館利用者グループ 連絡協議会会長	令和元年7月1日～ 令和3年6月30日
10	きんいひでお 金井英男 (新任)		広瀬小学校校長	令和2年7月1日～ 令和3年6月30日

委嘱期間 令和元年7月1日～令和3年6月30日

ただし、選出団体の任期終了により役員の変更が行われた場合には、その者の残任期間を委嘱期間とする。

# 関係法令等

- (1) 社会教育法（抜粋） ..... P 5 ~ 8
- (2) 前橋市公民館条例 ..... P 9 ~ 12
- (3) 前橋市公民館運営審議会規則 ..... P 13
- (4) 前橋市公民館運営推進委員会規則 ..... P 15

# (1) 社会教育法 (抜 粋)

(昭和24年6月10日法律第207号)

最終改正：平成29年3月31日法律第5号

## 第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集會を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集會その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

## 第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

## (2)前橋市公民館条例

昭和30年3月28日

条例第24号

### (設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

### (目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (名称、位置及び対象区域)

第3条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
前橋市中央公民館	前橋市本町二丁目12番1号	全市域
前橋市上川淵公民館	前橋市後閑町35番地	前橋市支所及び出張所設置条例(昭和42年前橋市条例第23号。以下「設置条例」という。)別表に定める上川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市上川淵公民館 上北分館	前橋市中内町7番地4	西善町 山王町 山王町一丁目 山王町二丁目 中内町 東善町
前橋市下川淵公民館	前橋市鶴光路町701番地	設置条例別表に定める下川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市芳賀公民館	前橋市鳥取町817番地	設置条例別表に定める芳賀市民サービスセンターの所管区域
前橋市桂萱公民館	前橋市上泉町141番地3	設置条例別表に定める桂萱市民サービスセンターの所管区域
前橋市東公民館	前橋市箱田町543番地1	設置条例別表に定める東市民サービスセンターの所管区域
前橋市元総社公民館	前橋市元総社町三丁目1番地1	設置条例別表に定める元総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館	前橋市総社町総社1583番地2	設置条例別表に定める総社市民サービスセンターの所管区域

前橋市総社公民館 桜が丘集会所	前橋市総社町桜が丘1208番地9	総社町桜が丘
前橋市南橋公民館	前橋市日輪寺町158番地	設置条例別表に定める南橋市民サービスセンターの所管区域
前橋市清里公民館	前橋市青梨子町339番地	設置条例別表に定める清里市民サービスセンターの所管区域
前橋市永明公民館	前橋市小屋原町1857番地3	設置条例別表に定める永明市民サービスセンターの所管区域
前橋市城南公民館	前橋市二之宮町1320番地	設置条例別表に定める城南支所の所管区域
前橋市大胡公民館	前橋市河原浜町480番地	設置条例別表に定める大胡支所の所管区域
前橋市宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711番地8	設置条例別表に定める宮城支所の所管区域
前橋市宮城公民館 鼻毛石集会所	前橋市鼻毛石町647番地6	鼻毛石町
前橋市粕川公民館	前橋市粕川町西田面194番地4	設置条例別表に定める粕川支所の所管区域
前橋市粕川公民館 込皆戸集会所	前橋市粕川町込皆戸129番地1	粕川町込皆戸
前橋市粕川公民館 膳集会所	前橋市粕川町膳219番地2	粕川町膳
前橋市富士見公民館	前橋市富士見町田島866番地1	設置条例別表に定める富士見支所の所管区域

2 前橋市中央公民館は、全市域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館に行うことが不相当と認められる事業を行う。

(昭41条例34・昭42条例27・昭43条例27・昭45条例35・昭45条例65・昭46条例41・昭47条例26・昭48条例22・昭49条例54・昭50条例19・昭53条例7・昭56条例37・昭56条例55・昭57条例7・昭58条例20・昭58条例26・昭59条例6・昭61条例34・平元条例2・平2条例23・平12条例50・平16条例19・平18条例2・平18条例35・平19条例47・平20条例48・平23条例2・平23条例32・平26条例59・平28条例58・一部改正)

(管理)

第4条 公民館は、前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(昭48条例22・平17条例44・一部改正)

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) 主事 若干名
- (3) その他の職員 若干名

(昭58条例20・平8条例11・一部改正)

(職員の任免及び身分)

第6条 公民館職員の任免は、教育委員会が行う。

2 公民館職員の給与、服務その他必要な事項については、別に法律、命令等により特に規定された事項を除き、教育委員会事務局職員の例による。

(運営審議会及び運営推進委員会)

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平12条例5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

(平8条例11・平12条例5・平24条例17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平24条例17・追加)

(審議会の委員の任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭44条例23・平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第9条繰下・一部改正)

(経費)

第11条 公民館の維持運営に要する経費は、一般市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(昭44条例23・旧第11条繰上、平24条例17・旧第10条繰下)

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(昭44条例23・旧第12条繰上、平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

(中略)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第22号で平成29年4月1日から施行)

### (3) 前橋市公民館運営審議会規則

昭和30年6月13日  
教育委員会規則第27号

#### (目的)

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

#### (役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

#### (役員の仕事)

第3条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。
- 3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

#### (専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

#### (会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

#### (委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年11月1日委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和37年11月1日

教育委員会規則第8号

最終改正 平成24年3月23日教委規則第6号

## (目的)

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

## (任務)

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

## (定数及び委嘱)

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（昭49教委規則7・平12教委規則13・平13教委規則3・平24教委規則6・一部改正）

## (運営)

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

## (委任)

第5条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則（昭和30年教育委員会規則第28号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月23日教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 令和2年度 上川淵公民館の運営について

## 1 運営のねらい

社会教育法においては、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定されています。公民館は、地域に開かれた社会教育の拠点であり、同時に地域課題の解決に取り組むことを使命とした地域づくり活動の推進拠点でもあります。

そこで、今年度の公民館運営は、「身近な生涯学習活動の場の充実を図るとともに、魅力ある学習プログラムの提供、生涯学習情報の発信を進め、市民の学習活動を支援する」ことを目標として、公民館を拠点とした持続可能な人づくり・地域づくりを推進できる体制を構築します。

## 2 本年度の重点施策

## (1) 地域の活性化推進

- ① 地域の人的資源の発掘を進め、地域課題解決を目指した組織及び環境整備を進めます。
- ② 家庭教育学級(子育て、親子支援講座)においては、子育て支援環境の充実を図ります。
- ③ 今日的人権問題を扱い、その理解を深め、地域における人権意識の強化を図ります。

## (2) 地域団体間の連携強化、各種事業の拡充

各種地域団体間の連携をさらに強化し、地域事業の拡充に努めます。

## (3) 地域づくり活動の推進

各種事業への参画、参加を通して地域力の醸成が図れるよう、地域づくり事業、地域づくり講座の中身を精査し、魅力的な仕掛けを提案していきます。

## 3 重点施策実施上の留意点

国の「感染拡大を予防する新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、公民館において感染拡大予防を講じながらできる事業を創意工夫して実施をし、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力します。

#### 4 参考資料

##### (1) 国・県・市(学校・公民館)新型コロナウイルス感染症に係る主な対応(概略)

区 分	国	県	市(学校、公民館)
令和2年2月28日(金)	小中高等学校等一斉臨時休校の要請		
令和2年3月4日(水)			市立小中高等学校等 臨時休校
令和2年4月7日(火)	緊急事態宣言発令(7都道府県)		
令和2年4月13日(月)			部屋利用停止
令和2年4月16日(木)	緊急事態宣言発令(全国に拡大)		
令和2年4月17日(金)		外出自粛要請 休業要請	
令和2年5月14日(木)	緊急事態宣言解除(39県のみ解除)		
令和2年5月16日(土)		警戒度4→3	
令和2年5月25日(月)	緊急事態宣言解除(全面解除)		
令和2年5月30日(土)		警戒度3→2	
令和2年6月1日(月)			市立小中高等学校等 分散登校
令和2年6月13日(土)		警戒度2→1	
令和2年6月15日(月)			部屋利用再開 市立小中高等学校等 通常登校

(2) 群馬県策定「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

別添資料参照

(3) 上川淵公民館利用ガイドライン

別添資料参照

(4) 令和2年7月15日発行上川淵公民館官報【第442号】

別添資料参照

# 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

## 1 趣旨及び目的

5月14日（木）、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、群馬県の緊急事態措置を終了しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県民・事業者の皆様には引き続き、外出自粛及び休業をお願いしているところです。今後、外出自粛、休業要請を段階的に緩和していくため、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定しました。

## 2 ガイドライン策定の背景

現在、新規感染者数は落ち着きを見せているものの、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦になることが想定されます。そこで、県としてガイドラインを作成し、社会経済活動の再開と感染防止策のバランスを取りつつ、一定の条件のもとで外出自粛や休業要請を段階的に解除していく方針です。

## 3 ガイドラインのポイント

○判断基準とは・・・

・感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。

○警戒度とは・・・

・県内外の感染拡大の状態を4段階で設定したものです。

○行動基準とは・・・

・県民、事業者の皆様をお願いする行動です。警戒度に応じて決まります

◎行動基準の段階的な緩和の流れ

判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、基準を満たしている場合には、警戒度を1つずつ下げていきます。そして警戒度に応じた行動基準によって、県民や事業者のみなさまに外出自粛や休業要請をお願いします。

※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には迅速に判断します。

## 4 感染拡大防止と新しい生活様式の実践

再開後の感染再拡大に備えるため、社会経済活動再開の条件として、事業者の皆様にご団体や業界ごとのガイドラインを策定し、感染防止対策を徹底していただきます。また、県民を挙げての「新しい生活様式」の実践をお願いすることとなります。

県としても、PCR検査数の拡充により、県内の感染状況を早期に把握するとともに、医療提供体制の整備を図り、感染の第二波、第三波に備えていきます。

## 5 施行日

令和2年5月15日（金）

※県内の感染者の状況、近隣都県の状況等により、内容を修正することがあります。

# <行動基準一覧表>

警戒度	状態	県民	事業者	[参考]学校
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛(7割~8割の外出削減) ※通院、食料買い出しを除く</li> <li>都道府県をまたいだ移動の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業要請/企業名公表</li> <li>テレワークを推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設や病院での面会禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校なし</li> <li>部活自粛</li> </ul>
3	県内では感染リスクが抑制されているが都内では依然として感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県をまたいだ移動の自粛 ※仕事、帰省、旅行など理由を問わず</li> <li>リスクが高い場所へは外出自粛</li> <li>高齢者や基礎疾患者は外出自粛</li> <li>外出時は「新しい生活様式」を厳守</li> <li>徹底的な防止策を講じた上で、10人以下のイベント開催や、施設利用も可能</li> <li>不要不急の移動の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業要請の段階的解除</li> <li>テレワークの推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設や病院での面会禁止</li> <li>不要不急の移動の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校なし</li> <li>部活自粛</li> </ul>
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県をまたいだ移動の再開</li> <li>リスクが高い場所へは、外出自粛</li> <li>高齢者や基礎疾患のある人は外出自粛</li> <li>外出時は「新しい生活様式」を厳守</li> <li>50人以下のイベント開催が可能</li> <li>不要不急の移動の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業要請の全面解除</li> <li>テレワークを推奨(3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設・病院での面会禁止</li> <li>不要不急の移動の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散登校(週2~3日)</li> <li>部活自粛</li> </ul>
1	県内、都内ともに感染リスクが極めて低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流を再開 ※物理的距離をしっかりと確保し、距離の確保が難しい機会は極力減らすこと</li> <li>外出時は「新しい生活様式」を厳守</li> <li>全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークを推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設や病院での面会再開 ※「新しい生活様式」を厳格に保つこと</li> <li>特段の規制なく、就業が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散登校(週5日) ↓ 通常登校</li> <li>部活 3密を防ぐ工夫をして実施</li> </ul>

※全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底  
 ※国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり



上川淵公民館は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休館をしておりましたが、6月15日（月）より一部の部屋について貸し出し利用を再開しております。ご利用にあたりましては、感染拡大を長期的に防ぐため、厚生労働省の「新しい生活様式」に基づき、「3密（密閉、密集、密接）」を防ぐための対策が必要となります。

ガイドラインが一部改定となりましたので、下記項目をご確認いただき、利用をお願いいたします。なお、活動内容により、引き続き貸出し利用を停止させていただく場合があります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

### <上川淵公民館利用ガイドライン>

	対策	備考	チェック欄
1	自宅で検温してから来館してください。	検温し、体温が平熱より高い場合や体調の悪い場合は、参加を見合わせてください。	<input type="checkbox"/>
2	熱中症に留意しながら、活動の際にはマスクの装着をお願いします。	小児（主に未就学児）については柔軟な対応をお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
3	活動前後には手洗い、消毒をしてください。	消毒液は公民館にあります。	<input type="checkbox"/>
4	利用定員を守ってください。	利用定員が変更となっています。裏面参照	<input type="checkbox"/>
5	利用者同士の間隔を最低1m（できるだけ2m程度）空けてください。	原則1つの机に1人にし、対面ではなく横並びで利用をお願いします。	<input type="checkbox"/>
6	窓を開放し、十分な換気を行ってください。	エアコンをかける際には1時間に1回10分程度窓を開けてください。	<input type="checkbox"/>
7	向かい合わせでの会話、大きな声での会話の自粛をお願いいたします。		<input type="checkbox"/>
8	大きな声を出したり、息が激しくなる活動をしなないでください。	マスクをつけたまま運動等をすると呼吸困難になる場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	直接、手と手の接触を伴ったり、身体的接触のある活動は行わないでください。		<input type="checkbox"/>
10	飲食は行えません。	体調管理のため、水筒などを各自持参して適宜補給してください。	<input type="checkbox"/>
11	利用時間の短縮や利用人数の縮小に努めてください。		<input type="checkbox"/>
12	利用後はドアノブ、机などの手が触れた場所の消毒をお願いいたします。	鍵といっしょに消毒液のセットをお渡しします。	<input type="checkbox"/>

13	活動した日に参加したメンバーがわかるように参加者名簿を作成してください。	感染者や濃厚接触者が出た場合は、直ちに上川淵公民館へご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
14	活動終了後の廊下やロビーでのおしゃべりを控えてください。		<input type="checkbox"/>

上記のガイドラインを確認いたしました。感染拡大を防ぐため、活動再開までに感染防止策についてグループ内で確認、共有し、ガイドラインを守り、活動していきます。

令和 年 月 日

グループ名

代表者

<各部屋の利用人数>

	部屋名	今までの定員	7/1からの定員 ※およその人数	備考
上川淵公民館	ホール	200人	50人	
	会議室	18人	11人	
	小会議室	12人	6人	
	調理実習室	36人	13人	調理実習はできますが、会食はできません。
	第一和室	30人	10人	
	第二和室	20人	8人	
	講義室	40人	22人	
	創作実習室	36人	14人	
上北分館	ホール	70人	25人	
	会議室	15人	5人	
	和室	30人	10人	

<自粛をしていただきたい活動>

内容	活動例
大きな声で歌うこと、飛沫感染の可能性のある活動	合唱・カラオケ・詩吟・息を吹く楽器演奏・スポーツ吹矢
呼気が激しくなる室内運動、他者との接触のある活動	ダンス・踊り・体操 指圧マッサージ
調理器具や食器の共有、会食を伴う活動	料理・茶道
近距離での会話、対面着席での活動	マーじゃん・囲碁

<当面の間、ご利用いただけない部屋>

・茶室

※このガイドラインは、状況により変更になる場合があります。

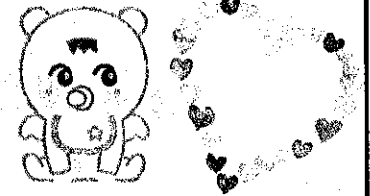
上川淵公民館

TEL 027-265-0455

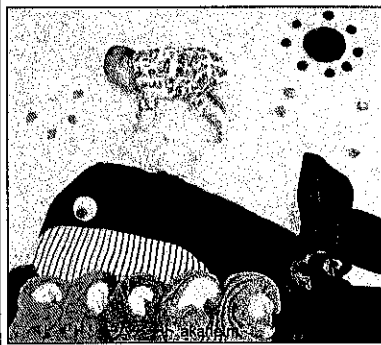
編集・発行／前橋市上川淵公民館 〒371-0813 前橋市後閑町35番地 Tel.265-0455

## 上川淵子育て・親子支援講座

# ベビードリームアート講座



ねんねした赤ちゃんの周りをデコレーションして、かわいい姿の写真を撮ってみませんか？お部屋に1組ずつ入って撮影できるので、安心して参加できます。ぜひお気軽にご参加ください！



夏にぴったり♪クジラと一緒にかわいい写真を撮影する予定です。お楽しみに！

日時 令和2年8月3日(月)  
午前10時～12時

場所 上川淵公民館 2階

対象 上川淵地区在住の2ヶ月以上の赤ちゃんとその保護者 先着10組

※兄弟姉妹は1つしよに撮影できます。(1家族で1組)

内容 ①ベビードリームアート撮影  
講師 ①ベビードリームアート協会認定  
インストラクター 水出あかね氏

参加費 ①無料

持ち物 ①白いバスタオル、スマホ(カメラなど)

※赤ちゃんの下に自宅のバスタオルを敷いて撮影します。

申込方法 ①上川淵公民館へ来館または電話

受付方法 ①7月21日(火)から  
平日午前8時30分～  
午後5時15分

問合せ先 ①上川淵公民館  
Tel.265-0455

★マスクをしてこ来館ください。ただし、歳未満のお子さんはマスクは不要です。

★新型コロナウイルスの影響で延期、または中止になる場合があります。

## 上川淵公民館 学び合い、人権、地域ふれあい講座

# さわやか生活セミナー

学習主題	学習内容
元気な体づくり！ 上川淵ウォークラリー	上川淵地区のウォーキングマップと、コースを歩くとわかる問題を配布します。自分の好きな時に、問題を解きながらウォーキングコースを歩いてみましょう！
やってみよう、 頭の運動	クロスワードパズルと、頭の体操になる足踏み運動を紹介します。 公民館職員が作成したオリジナルクロスワードパズルになりますので、ぜひ楽しんでやってみてください。

日々の暮らしに役立つことを知る「さわやか生活セミナー(高齢者教室)」を開催します。毎年行っているさわやか生活セミナーですが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、紙面講座で行います。体と脳を鍛える内容になっていますので、ぜひお気軽にご参加ください。なお、ご参加いただいた方には参加賞として古代米百五十グラムを1袋差し上げます！

対象 ①一般(内容は60歳以上の方を対象)

上川淵地区在住の方 先着30名

会場 ①書面開催(8月上旬に郵送にて資料を送付、各自で行う)

申込 令和2年7月17日9時より受付 7月31日(金)〆切

上川淵公民館(Tel.265-0455)へ電話にて申込

### ●●講座受講の流れ●●

- ①上川淵公民館に電話で申し込み
  - ②上川淵公民館から8月上旬に問題集が郵送されます
  - ③届いた問題集をもとに、期限内(～8月31日まで)の好きな日・時間にウォークラリーとクロスワードパズルを行う
  - ④解答用紙を上川淵公民館に持参。解答集と参加賞※をお渡しします
- ※参加賞として地域づくり協議会よりご提供いただいた古代米150gを1袋差し上げます。ぜひこの機会に地域の味に親しんでみてください！

## コロナ医療戦士 クラウドファンディング

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、帰国者・接触者外来を設置している市内の医療機関への支援のため、8月12日(水)まで市民のみなさまからの寄附や募金を受け付けております。

上川淵公民館にも募金箱を設置しております。厳しい社会情勢が続きますが、今こそ力を合わせて、寄附や募金という形でみなさまからエールを送ってくださいますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

問合せ＝027-898-6513(未来の芽創造課)

## 前橋市立図書館上川淵分館だより

### 新刊図書案内

#### ◇一般書

いちばんやさしい60代からのLINE 増田 由紀 / 著  
55歳になったら遺言を書きなさい 石井 勤 / 著  
病気知らずの医者がやっている免疫力を高める最高の方法 小林 弘幸 / 著  
からだを整う発酵おつまみ 真藤 舞衣子 / 著  
オスねこは左利きメスねこは右利き 加藤 由子 / 著  
夏井いつきの日々は「肯」日 夏井 いつき / 著  
類型的なものは好きじゃないんですよ 高峰 秀子 / 著  
任侠シネマ 今野 敏 / 著  
ほたる茶屋 藤原 緋沙子 / 著  
ほか

#### ◇児童書

小学生の究極の自学ノート図鑑 森川 正樹  
めげないいきもの事典 宮沢 輝夫  
はじめての将棋 (ドラえもん)の学習シリーズドラえもんの小学校の勉強おもしろ攻略 藤子・F・不二雄  
教室の日曜日(わくわくライブラリー) 村上 しいこ  
ゆうれい猫と魔術師の少年 廣嶋 玲子  
名探偵カッパ 地主館の農 アストリッド・リンダグリーン  
ホテルのアダムとほしぞらパーティー 香川 照之  
ムーミンロールと小さな竜 トーベ・ヤンソン  
ほか

休館日 7月…20.27日、8月…3.11.17.24.31日

#### 前橋市立図書館分館小学生ボランティア

##### 「図書館キッズ」募集

募集人数:小学校5・6年生2名(活動に際してボランティア保険に加入して頂きます)

活動日時:8月9日(土)・10日(日) 10:00~11:00

活動内容:本棚の整理やカウンターの仕事

応募締切:7月22日

お問合せ:027(265)4123

#### 上川淵分館「夏休みの宿題おたすけ本」

日時:8月1日~8月31日

内容:自由研究や調べ学習、また読書感想文の書き方に関する本のほか、課題図書・すいせん図書の予約が遅くなってしまった人用に、自由読みに適した本を特集したコーナーです。

市立図書館上川淵分館 TEL265-4123

## 上川淵公民館利用ガイドライン 変更のお知らせ

先月の館報でお知らせさせていただきました「上川淵公民館利用ガイドライン」に変更がありましたのでお知らせします。

### <上川淵公民館利用ガイドライン>

変更前	変更後
2 マスクを各自用意し活動の際には装着をお願いいたします。	熱中症に留意しながら、活動の際にはマスクの装着をお願いします。小児(主に未就学児)については柔軟な対応をお願いいたします。
5 利用者の間隔を(できるだけ2m程度)空けてください。	利用者同士の間隔を最低1m(できるだけ2m程度)空けてください。

### <各部屋の利用人数>

変更前	変更後
小会議室 4人	6人
調理実習室 利用中止	13人 ※調理実習はできませんが会食はできません。

※茶室は利用中止のままになります。

なお、ガイドラインにつきましては新型コロナウイルス感染症の発生状況により再度変更になる場合がございます。その際は、また館報等でお知らせさせていただきます。

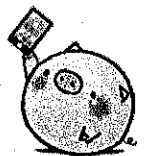
詳しい利用方法については下記の連絡先までご連絡ください。

問合せ先＝上川淵公民館 TEL:027-265-0455

## 令和2年国勢調査を実施します

本年9月より国勢調査が実施されます。市内の全世帯に調査員がお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、インターホン・ドア越しで調査の説明をさせていただく予定です。つきましては人と接触を極力減らすためにインターネット回答又は紙の調査票による郵送回答にご理解・ご協力をお願いいたします。国勢調査は統計法により「報告の義務」が課せられています。

問合せ先＝国勢調査前橋市実施本部事務局  
898-6515(直通)



## 子育てひろば☆かみかわ

子育てひろばかみかわにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間お休みとさせていただきます。再開が決まりましたら館報等でお知らせいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

主催＝上川淵地区地域づくり協議会福祉部会  
問い合わせ＝上川淵公民館 TEL265-0455



●学級・講座・事業等

事業名	実施日・期間	対象者	内容	担当
自主学習グループ支援事業	① 7月 ② 未定 ③ 未定	公民館利用者グループ連絡協議会員	社会教育関係団体等の育成・発展を図る。 ① ZOOM操作講座(別添資料有) ② グループ活動体験月間 ③ 新グループ立ち上げ	関口
子ども会初級指導者講習会	5/14(木) 11/8(日) 11/19(木)	各町子ども育成会役員 他	育成会役員等を対象に、望ましい指導者を養成する。地区子育てとの共催。	関口
子育て・親子支援事業 「上川淵すくすくクラブ」 1 Forベビー(前期) ①ベビードリームアート講座(別添資料有) 2 Forキッズ(後期)	1 ①8/3(月) 2 未定	<前期> 首がすわった子～1歳までの子とその親 <後期> 1歳～就学前までの子とその親	乳幼児を持つ親が安心して子どもを連れて学習ができる場を提供し、相談し合うことのできる仲間づくりを図る。また、親子のふれあいを深めると共に、教育の基礎である家庭の教育力向上のための一助とする。	関口
子育て・親子支援事業 「すくすくサポート講座」	未定 <全2回>	学童保育・放課後デイ等指導者 特別支援学級等へ通う子どもの保護者 ボランティアに関心のある市民 他	・地域の子育て支援体制の充実を図る。 ・保護者が楽しんで育児を行うことができるよう支援を図る。	関口
子育て・親子支援事業 「ベビープログラム」 上川淵・下川淵・東の3館合同開催	8/26(水) 9/2(水) 9/9(水) 9/16(水) <全4回> 中止	第1子とその母親	乳幼児を持つ親が安心して子どもを連れて学習ができる場を提供し、相談し合うことのできる仲間づくりや親子のふれあいを深めると共に、教育の基礎である家庭の教育力向上のための一助とする。	関口
青少年体験・チャレンジ活動	未定	上川淵地区小学生	新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、例年実施していた講座形式のものは見直しを行い、館報を活用した情報発信を行うなど、あらためて検討の上、実施する。	國定

学び 合い、 人権、 地域 ふれ あい	3B体操	未定	40歳以上の 一般成人	高齢期を迎えようとする世代の方々 を対象として、退職後における自己啓 発の機会づくり、地域回帰への支援事 業として行なう。	佐藤
	地域づくり講座 踊ろうよ！上川 淵音頭	中止	上川淵地区在住・在 勤の人	少子高齢化・街づくり・防災など地域 をとりまく諸課題について学習を通じた 交流を進めるとともに、住民の地域活 動参画を促進する。	生水
	(高齢者教室) さわやか生活 セミナー (別添資料有)	8月下旬 <全1回>	上川淵地区在住・在 勤の人 主に60歳以上の 高齢者	高齢者が安心して生き生きと生活 し、様々な活動に積極的に参加できる よう素養を養う。 なお、今年度は新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、書面にて開催 予定(脳トレ、クイズ付きウォーキング コース送付→回答を返送→正解等を 送付)。	
	実技フォーカダ ンス教室	~9/19(土) 10/3(土) <全3回>	主に60歳以上の 高齢者	高齢者レクリエーションの一環とし て、仲間づくり・健康増進を図る。	
	子ども八木節練習	未定	子ども育成会	伝統芸能の伝承により、世代間交 流を図り、納涼祭などで発表誌、地域 住民に広くアピールする。	関口
生涯学習奨励員 研修事業	未定	生涯学習奨励員、 自治会役員	予定していた計画は、すべて見直し を行い、今後あらためて検討を行う。	小淵	

●地区全体事業

事業名	実施日・期間	対象者	内容(会場)	担当
第36回 のびゆくこどものつどい 第23回ふれあいの広場	中止	地区住民、こども他	[のびゆくこどものつどい・ふれあ いの広場同時開催] 関係団体に よる実行委員会との共催。 (上川淵公民館・旧天神小校庭)	國定 小淵
第57回 地区市民運動会	中止 (7/8決定)	地区住民	地区をあげての体育祭として位 置づけ、関係団体による実行委員 会を立ち上げ、共催して行う。 (広瀬中学校)	佐藤

第38回上川淵地区 子どもを明るく育てる 地区別会議	中止	地区住民	前橋の子どもを明るく育てる標 語絵画地区入賞者表彰、地区代表 中学生の少年の主張、海外研修発 表 (上川淵公民館・ホール)	生水
第41回 地区文化祭	中止 (7/13決定)	公民館利用者グル ープ連絡協議会 員、地区住民	日頃の学習成果を発表すること により地区住民のお互いの交流を 図るとともに、地域文化の向上をめ ざす。実行委員会との共催。 (上川淵公民館・上川淵小学校)	小淵
菊 花 展		地区菊花愛好者	地区内の菊花愛好会の作品を 地区文化祭に併せて展示し、地区 住民の交流を図る。 (上川淵公民館)	

●広報活動(情報提供)

公民館報の発行	年間	地区内全世帯	館報「上川淵」を発行し、社会教育 情報及び地域情報の提供を行うこと により、親しみのある公民館を目指 す。毎月1回(15日)発行。臨時(特集 号)発行あり。	生水
---------	----	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------	----

●その他の事業(各種団体等が開催するもの)

区 分	事 業 名	主 催	対 象・内 容	参加者	期 日
レ ク リ エ ー シ ョ ン	のびゆくこどものつどい ふれあいの広場	実行委員会	子ども・地区住民 催し物コーナー		中止
	グランドゴルフ大会	体育協会	地区住民・自治会対抗		中止
	子ども映画会	子ども会育成 連合会	園児・小学校低学年		中止
	ソフトボール大会	体育協会	地区住民・自治会対抗		中止
	輪投げ大会	老人クラブ 連合会	老人クラブ会員		令和3年 2月1日(月)
	グラウンドゴルフ大会	老人クラブ 連合会	老人クラブ会員		中止

市民運動会	体育協会	地区住民・自治会対抗		中止
グラウンドゴルフ大会	老人クラブ 連合会	老人クラブ会員ほか 地区内60歳以上の者		11月1日(日)
ソフトバレーボール大会	体育協会	地区住民・自治会対抗		中止(7/8決定)
ウォークラリー大会	青少年健全 育成会	地区内中学(広瀬中、春 日中、第七中の生徒)		11月29日(日)
上毛かるた大会	子ども会育成 連合会	子ども会員・チーム対抗		未定
歩け歩け大会	体育協会	地区住民、その他・ 約10kmのコース設定		2月28(日)
フォークダンス教室	老人クラブ 連合会	老人クラブ(女子)会員 フォークダンス練習		9月19日(土) 9月26日(土) 10月3日(土)



# 初心者のためのスマホでつながる教室

自粛しているのでグループの友達に会えない・・・  
会えなくても、いっしょに活動したい  
会議したい 合唱したい ダンスしたい 料理したい  
うわさのオンライン飲み会をしてみたい  
ZOOMって覚えてみたい  
そうは思うけど、どうやってしたらいいの？  
そんなあなたにお手伝いいたします！

◆日時 7月22日(水) 10時～11時30分

◆会場 上川淵公民館

◆内容 ZOOMの使い方(ダウンロード、初期設定、使い方)

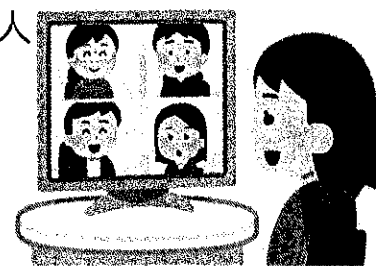
※「ZOOM Cloud Meeting」を学びます。

◆対象 前橋市の公民館利用の自主学习グループ 先着15人

◆講師 ドコモショップ前橋東店 佐藤智一氏

◆参加費 無料

◆持ち物 スマートフォン



※タブレットやらくらくスマホで学習したい場合は事前に公民館へご連絡ください。

◆受付 7月7日(火)から平日午前8時30分～午後5時15分

◆申込方法 上川淵公民館へ来館または電話で(TEL027-265-0455)

【主催】上川淵公民館

★受講中はマスクの着用をお願いします。

お家にあるもので赤ちゃんの周りをデコレーションした夢いっぱいの赤ちゃんのアート写真

# ベビードリームアート講座

## 参加者募集!!



赤ちゃんの周りをデコレーションして

写真をパチリ!

お部屋に1組ずつ入って撮影できるので、

安心して参加できます。

日時：令和2年8月3日（月）午前10時～12時

※受付から終了まで約45分です。時間は予約制になりますので、申込み時に来館時間をお伝えいたします。

場所：上川淵公民館

対象：上川淵地区在住の2ヶ月以上の赤ちゃんとその保護者 先着10組

※兄弟姉妹はいっしょに撮影できます。（1家族で1組）

内容：ベビードリームアート撮影

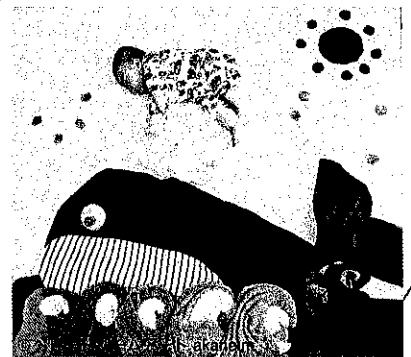
講師：ベビードリームアート協会認定インストラクター  
水出あかね 氏

会場：上川淵公民館

参加費：無料

持ち物：白いバスタオル、スマホ（カメラなど）

※赤ちゃんの下にご自宅のバスタオルを敷いて撮影します。



◆申込方法◆ 上川淵公民館へ来館または電話で

◆受付方法◆ 7月21日（火）から 平日午前8時30分～午後5時15分

◆問合せ先◆ 上川淵公民館 TEL027-265-0455

★マスクをしてご来館ください。ただし2歳未満のお子さんはマスクは不要です。

★新型コロナウイルスの影響で延期、または中止になる場合があります。

# さわやか生活セミナー

## 離れて、みんなで、歩こう学ぼう

毎年行っているさわやか生活セミナー。今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、紙面講座で行います！体と脳を鍛える内容になっていますので、ぜひお気軽にご参加ください。

学習主題	学習内容
元気な体づくり！ 上川淵ウォークラリー	上川淵地区のウォーキングマップと、コースを歩くとわかる問題を配布します。自分の好きな時に、問題を解きながらウォーキングコースを歩いてみましょう！
やってみよう、 頭の運動	クロスワードパズルと、頭の体操になる足踏み運動を紹介します。公民館職員が作成したオリジナルクロスワードパズルになりますので、ぜひ楽しんでやってください。

### 〇●講座受講の流れ●〇

- ①上川淵公民館に電話で申し込み
  - ②上川淵公民館から8月上旬に問題集が郵送されます
  - ③届いた問題集をもとに、期限内（～8月31日）にウォークラリー、パズルを行う
  - ④解答用紙を上川淵公民館に持参。解答集と参加賞※をお渡しします
- ※参加賞として地域づくり協議会よりご提供いただいた古代米150g 1袋を差し上げます。ぜひこの機会に地域の味に親しんでみてください！

主催：前橋市教育委員会事務局上川淵公民館  
協力：上川淵地区老人クラブ連合会  
上川淵地区地域づくり協議会  
対象：一般（内容はおおむね60歳以上を対象）  
上川淵地区在住の方 先着30名

受講料：無料

申込：上川淵公民館に電話でお申し込みください。

7月17日（金）9：00～受付開始 7月31日締め切り

問合わせ：上川淵公民館（Tel 265-0455）

8：30～17：15（土日祝を除く）

